

大通達甲（広報）第1号  
平成30年2月26日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警務部長

### 警察活動に関する積極的な広報の推進について（通達）

大分県警察における広報活動については、大分県警察における広報活動の実施に関する訓令（平成14年大分県警察本部訓令甲第6号）に基づき実施しているところであるが、警察に関する報道の在り方は、県民の警察に対する印象を大きく左右するものであることから、各種警察活動について積極的な広報を行うことにより、県民に安心を与え、注意を喚起し、県民に対する説明責任を果たすとともに、警察活動に関する県民の理解と協力が得られるように努めることが必要不可欠である。

よって、報道機関も含めた広報媒体を活用して、下記に基づき、警察活動に関する積極的な広報を着実に推進されたい。

### 記

#### 1 報道機関に対する広報素材の提供等

- (1) 広報責任者（大分県警察における広報活動の実施に関する訓令第4条第1項に規定する広報責任者をいう。以下同じ。）は、報道機関が警察にどのような広報素材を求めているのかを把握するため、あらゆる機会を利用して、報道機関から広報素材に関する要望を積極的に聴取すること。
- (2) 把握した報道機関の要望については、警務部広報課と関係部門が緊密に連携し、情報の共有を図ること。その上で、報道機関の要望に応じた広報素材を提供することが警察活動に関する県民の理解と協力の促進に資するか否かを組織的に検討すること。
- (3) 報道機関の要望に応じた広報素材を提供することが、県民の警察に対する理解と協力の促進に資すると認められる場合には、報道機関の要望に応じた広報素材を積極的に提供すること。また、警察官や警察職員に対するインタビュー取材についても、警察活動に関する県民の理解の促進に資すると認められる場合には、積極的に対応すること。
- (4) テレビ局については、一般的に動画素材に対する要望が強いことから、警務部広報課と関係部門が連携し、動画素材の積極的な収集と提供に努めること。

その際、現場の映像を伝送する機動警察通信隊を始めとする情報通信部門との連携、録画機材の活用、録画機材の操作に習熟した人材の育成などにも配慮すること。

- (5) 報道機関から、報道関係者の同行を求める番組や記事の取材の申込みがあった場合において、当該番組や記事の企画内容が警察活動に関する県民の理解を促進すると認められるときは、捜査その他の警察活動への支障を勘案し、対応の可否を判断すること。また、広報責任者は、当該申込みに対応する場合、当該番組や記事が県民に無用な誤解や疑念を生じさせることのないよう、警務部広報課や関係部門と連携して、当該番組や記事の責任者と事前事後の調整を図ること。
- (6) 報道機関の要望に応じて広報素材の提供等を行う場合には、被撮影者を含む関係者のプライバシーの侵害及び現在あるいは将来の捜査その他の警察活動への支障を排除するとともに、警察官、警察職員又はその家族らに危害が及ぶことを防止するように十分に配慮すること。

## 2 報道機関への積極的な働き掛け

警務部広報課は、関係部門と連携して、地道に職務に当たる警察官や警察職員の姿、苦勞しながらも地域の犯罪抑止に貢献している姿、あるいは災害警備活動を始めとする第一線での活動が適時適切に報道されるよう、広報素材を積極的に発掘し、これを提供するなど報道機関に対して積極的に働き掛けること。

## 3 各種広報媒体の積極的な活用

警察活動に関する積極的な広報を行う上で報道機関と連携するほか、大分県警察ホームページや各種広報紙など県警察の広報媒体のみならず、各市町村の広報媒体や地域コミュニティの情報誌、ポスター、リーフレット、電光掲示板等の広報媒体を活用して積極的な広報を行うこと。また、各種イベントの機会を捉えて積極的な広報を行うこと。

(広報課広報係)